

第27回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官 亀卦川 健一

1 はじめに

2007年11月19日（月）から同月29日（木）まで、国家賠償法をテーマとした第27回ベトナム法整備支援研修を行ったので、以下その概要を簡単に紹介する。

2 研修の背景

ベトナムにおいては、前記プロジェクト紹介で述べたように市場経済原理の導入・推進のために民商事分野を中心に各種法令の立法が行われ、2007年1月には念願だったWTO加盟を果たすなど着実にその成果を挙げている。

行政や司法の分野においても、「法の支配する人民の、人民による、人民のための国家」へ向けた改革が進められており、共産党中央委員会政治局2002年第8号決議においてその改革のロードマップが示されているところ、司法機関による過誤について人民を救済する必要性が明記されており、日本における被疑者補償・刑事補償手続に該当する法制の整備や国家賠償法の整備が目標とされた。

ベトナム現行法においては、憲法¹、民法²、政府の通達³によって、国民に対する権利侵害を救済することになってはいるが、国家に法人格が無く、機関賠償責任を採用しているため複数の機関にまたがる行為について責任の押し付け合いが生じやすいこと、上位法規と下位法規で要件が矛盾抵触するなど損害賠償の要件が不明確であること、例えば「賠償の対象となる行為」、「損害」、「賠償の範囲」などがあいまいであること、賠償請求の手続が整備されていないこと、賠償した場合の公務員の個人責任追及が重すぎることなどの問題があり、実際には機能していないことから、特に刑事司法分野を中心に国民の不信や不

¹ 1992年憲法には以下の規定がある。

72条： 法律に違反した逮捕、勾留、起訴、裁判を受けた者は、物質的損害を賠償され、名誉を回復する権利を有する。逮捕、勾留、起訴、裁判において法律に違反し、他人に損害を与えた者は、厳正に処分されなければならない。

74条： 国民個人または集団の合法的権利および利益を侵害する行為はすべて厳正に処分されなければならない。損害を受けた者は物質的損害を賠償され、名誉を回復する権利を有する。

² 2005年民法には1995年民法623条624条を引き継いで以下の規定がある。

619条： 国家機関は、所属する職員、公務員が公務執行中に引き起こした損害を賠償しなければならない。公務執行中、職員、公務員に過ちがあった場合、国家機関は、法律の規定にもとづき損害を受けた者に賠償した金額を職員、公務員に支払うよう要求する責任を負う

620条： 訴訟実施機関は、所属する訴訟執行権者が捜査、起訴、裁判、判決の執行の任務を遂行中に引き起こした損害を賠償しなければならない。公務執行中、訴訟実施権者に過ちがあった場合、訴訟実施機関は、法律の規定にもとづき損害を受けた者に賠償した金額を訴訟執行権者に支払うよう要求する責任を負う

³ 関係する通達は以下のとおりである。

1997年5月3日付け公務員および訴訟実施機関の権者による損害の賠償に関する政令第47/CP号、1998年3月30日付け公務員および訴訟実施機関の権者、国家機関の権者による損害の賠償のための国家予算策定、支出、決算のガイドラインを定めた財政省通達第38/1998/TT-BTC号、1997年5月3日付け公務員および訴訟実施機関の権者による損害の賠償に関する政令第47/CP号の施行ガイドラインを定めた1998年6月4日付け政府人事委員会（現内務省）通達第54/1998/TT-TCCP号、2003年3月17日付け訴訟実施権者による刑事訴訟中の冤罪の被害者への賠償に関する国会常任委員会決議第388/2003/NQ-UBTVQH11号、2003年3月17日付け訴訟実施権者による刑事訴訟中の冤罪の被害者への賠償に関する国会常任委員会決議第388/2003/NQ-UBTVQH11の実施ガイドラインを定めた2004年3月25日付け合同通達第01/2004/TTLT-VKSNDTC-BCA-TANDTC-BTP-BQP-BTC号、2003年3月17日付け訴訟実施権者による刑事訴訟中の冤罪の被害者への賠償に関する国会常任委員会決議第388/2003/NQ-UBTVQH11の実施ガイドラインを定めた2006年11月22日付け合同通達第04/2006/TTLT-VKSNDTC-TANDTC-BCA-BTP-BQP-BTC号

満が根強い。そのため、共産党中央委員会政治局2005年第48号決議においては、国家賠償法の整備を緊急としている状況にある。

3 研修実施に至る経緯

法整備支援プロジェクト（フェーズ3）において、2005年12月から在ハノイ長期専門家とベトナム司法省国家賠償法起草担当者グループによる全12回の定期ワーキングセッション、日本側国内支援組織であるベトナム民法共同研究会委員の訪越によるワーキングセッションを行い、さらに法・司法制度改革支援プロジェクト開始後も、同様のワーキングセッションを行って、ベトナム側に日本の国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規程について基本的な情報を伝え、質疑応答を行うなどした。

ベトナム側起草担当者は、日本以外にも、フランス、アメリカ、ドイツ、カナダなど各国の国家賠償制度を調査研究するなどした上で、国家賠償法ドラフト案を順次改訂し、本件研修時には第4次ドラフト案がベトナム側から提供された。

本研修では、第4次ドラフト案に対して、複数の上記研究会委員が集中的にコメントを行い、ベトナム側起草担当者との討議を行って同案の改善を行い、さらに、我が国における国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規程の実務の体制や運用について講義や関係機関訪問を行うことでベトナム側起草担当者の知見を深めることを目的として実施した。

4 研修員名簿

別添資料1（研修員名簿）のとおり。

5 研修日程・内容

別添資料2（日程表）のとおり。

なお、検討会1～4においては、国家賠償法の法的性質、国家賠償の対象となる行為の範囲、違法性の概念、損害の範囲、民事賠償との差異、時効と除斥期間、「公の営造物」責任、行政裁判所の管轄の整理、立証責任の転換、刑事補償制度と国家賠償制度の関係、訟務制度について議論が行われた。

以 上

第27回ベトナム法整備支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
11 / 月 19		(研修員日本着)	JICAブリーフィング TIC別館セミナールームF	ICCLC, ICDオリエンテーション TIC別館セミナールームF	
11 / 火 20		稲葉部長あいさつ 被疑者補償規程・刑事補償法について1 関刑事局付 TICセミナールーム18	被疑者補償規程・刑事補償法について2 関刑事局付 TICセミナールーム18		
11 / 水 21		事務次官表敬*1 国家賠償の実務について1 大須賀訟務企画課長 最高検大会議室 法務省赤れんが棟第3教室	国家賠償の実務について2 大西官房参事官 法務省赤れんが棟第3教室	質疑応答 大須賀訟務企画課長, 大西官房参事官 法務省赤れんが棟第3教室	
11 / 木 22		ベトナム国家賠償法ドラフト検討会1 森島委員長, 新美委員, 松本委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 法務省赤れんが棟第5教室	ドラフト検討会2 森島委員長, 松本委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 法務省赤れんが棟第5教室		
11 / 金 23		勤労感謝の日(祝日)			
11 / 土 24					
11 / 日 25					
11 / 月 26		公害訴訟を例とした行政訴訟と国家賠償の動向と争点について 一橋大学大学院法学研究科 山田教授 TIC別館セミナールームA, B	比較法制の視点から見た国家賠償法概説 一橋大学大学院法学研究科 高橋教授 野村委員 TIC別館セミナールームA, B		
11 / 火 27		ベトナム国家賠償法ドラフト検討会3 新美委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 TIC別館セミナールームA, B	ベトナム国家賠償法ドラフト検討会4 新美委員, 野村委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 TIC別館セミナールームA, B		
11 / 水 28		ベトナム研修員と若手検事との意見交換会 法務省赤れんが棟第6教室	民事局長表敬 刑事局長表敬 明治大学見学 東京法務局見学 明治大学 東京法務局	JICA社会開発部長表敬 JICA本部7階社会開発部会議室	
11 / 木 29		総括質疑応答 森島委員長, 新美委員, 亀卦川委員, 宮崎教官 TIC別館セミナールームA, B	協議 森島委員長, 新美委員, 現地専門家, 法総研教官, JICA担当者など TIC別館2階 JICA-Netルーム	評価会 閉講式 資料整理 TIC別館セミナールームA, B TIC セミナールーム14	11/30 研修員帰国